

二・三世代同居等支援事業やってます

二・三世代の同居、又は近居するために新築住宅の建設(または購入)した場合、固定資産税(家屋分)の軽減を行っております。

制度の概要

二・三世代の同居、又は近隣に居住するために住宅を新築又は軽減対象住宅を購入した場合、固定資産税(家屋分)を軽減します。

要件について

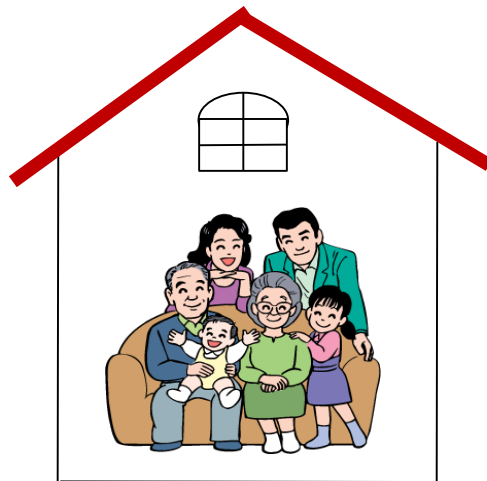
- 1 二・三世代が高石市内に同居又は近居しており、継続する意思のある方
- 2 二・三世代の中に必ず高齢者(65歳以上)世帯を含んでいること
- 3 住民税及び固定資産税を滞納していないこと

軽減対象者

軽減対象住宅を取得した方(平成23年1月2日以降)

軽減内容

固定資産税(家屋分)の新築軽減額の1/2がさらに軽減されます



新築軽減対象住宅とは

ア 専用住宅や併用住宅であること。

(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。)

イ 床面積要件

50㎡以上280㎡以下

(住宅として用いられている部分の

床面積が120㎡を超えるもの120㎡

に相当する分が軽減対象になります)

申込方法

申請は毎年申請で新築軽減期間適用となります

申請に必要な書類

① 申込用紙 (建築住宅課にて配布)

② 同意書 (建築住宅課にて配布)

【住民票で子又は孫と高齢者との世帯が同一でない場合】

③ 戸籍謄本又は抄本(続柄が分かるように取得すること。本籍地の市町村で取得可能です。)

上記書類を直接建築住宅課に申請して頂きます。内容を審査の上承認された場合、申請者に通知し、固定資産税(家屋分)が軽減されます。

軽減される期間

A 「一般住宅」(B以外の住宅)

新築後3年度分

(長期優良住宅は5年度分)

B 「3階以上の中高層耐火住宅等」

新築後5年度分

(長期優良住宅は7年度分)

お問い合わせ先

都市計画課

(高石市役所2階)

電話 072-275-6479